

<h1>兵庫県公報</h1> <p>平成19年1月26日 金曜日 第1844号</p>	<p>発行人 兵庫県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号</p> <p>毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときは翌日</p>	 <p>(兵庫県民の旗=県旗)</p>
目 次		
告 示		
ページ		
○住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の区域変更（市町振興課）	1	
○神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	5	
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5	
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5	
○同 上（同）	6	
○同 上（同）	6	
○同 上（同）	7	
○同 上（同）	7	
○同 上（同）	7	
○町営土地改良事業の施行同意（同）	8	
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	8	
○昭和43年兵庫県告示第307号（測量業者登録簿兵庫県閲覧所の設置）の一部改正（契約・建設業室）	8	
○公有水面埋立免許変更許可申請に係る関係書類の縦覧（港湾課）	8	
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）	9	
○土地区画整理事業の規約の変更認可（同）	9	
○道路の位置指定（建築指導課）	9	
○同 上（同）	9	
公 告		
○肥料の登録（普及教育課）	10	
○肥料の登録の有効期間の更新（同）	12	
○肥料の登録事項の変更の届出（同）	14	
○肥料登録の失効（同）	16	
○肥料の検査結果（同）	18	
告 示		
兵庫県告示第70号		
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。		
この届出に係る処分は、平成19年2月15日からその効力を生ずるものとする。		
平成19年1月26日		
兵庫県知事 井 戸 敏 三		
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称	
別図 1	別図 2	

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
北舞子4丁目	北舞子1丁目1064の2481、1064の2538、1064の2539及び同1064の2540 の各北筆界 北舞子1丁目1064の2481、1064の2538、1064の2539及び同1064の2540 の各南筆界	北舞子1丁目
	北舞子2丁目1064の1009の西筆界 北舞子2丁目1064の1000、1064の1006、1064の1009、1064の1016、 1064の1017、1064の1020及び同1064の1021の各北筆界 北舞子2丁目1064の1013、1064の1015の各東筆界 北舞子2丁目1064の1000、1064の1006、1064の1009、1064の1014、 1064の1015、1064の1016、1064の1017、1064の1020、1064の1021及び 同1064の1022の各南筆界	北舞子2丁目

備考 地番は、平成18年10月20日現在の地番である。

別図1

N

垂水区

北舞子2丁目

北舞子2丁目

北舞子1丁目

北舞子4丁目

舞子台緑地

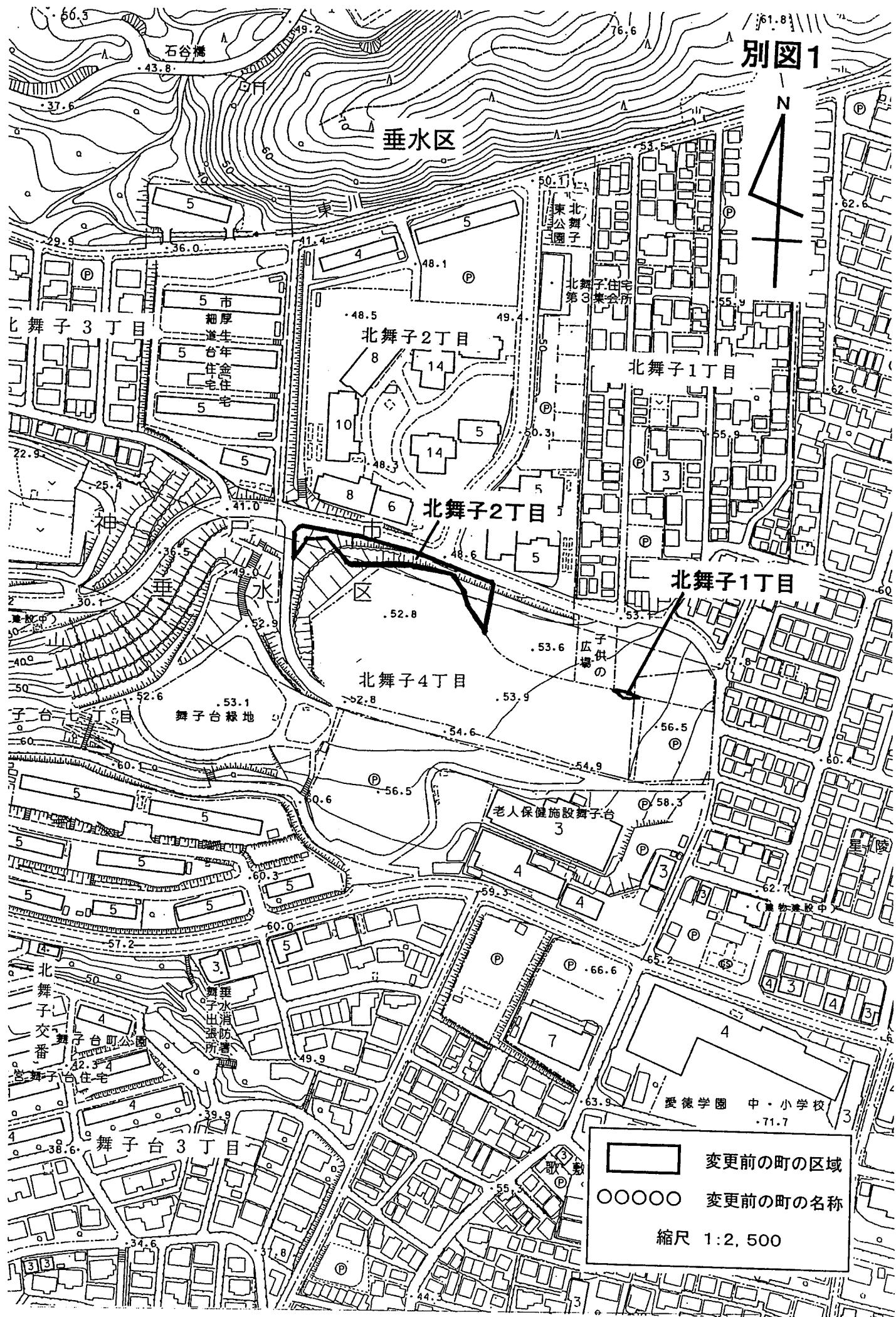
老人保健施設舞子台

愛徳学園 中・小学校
71.7

変更前の町の区域

○○○○○ 变更前の町の名称

縮尺 1:2,500



別図2



垂水区

北舞子2丁目

北舞子4丁目

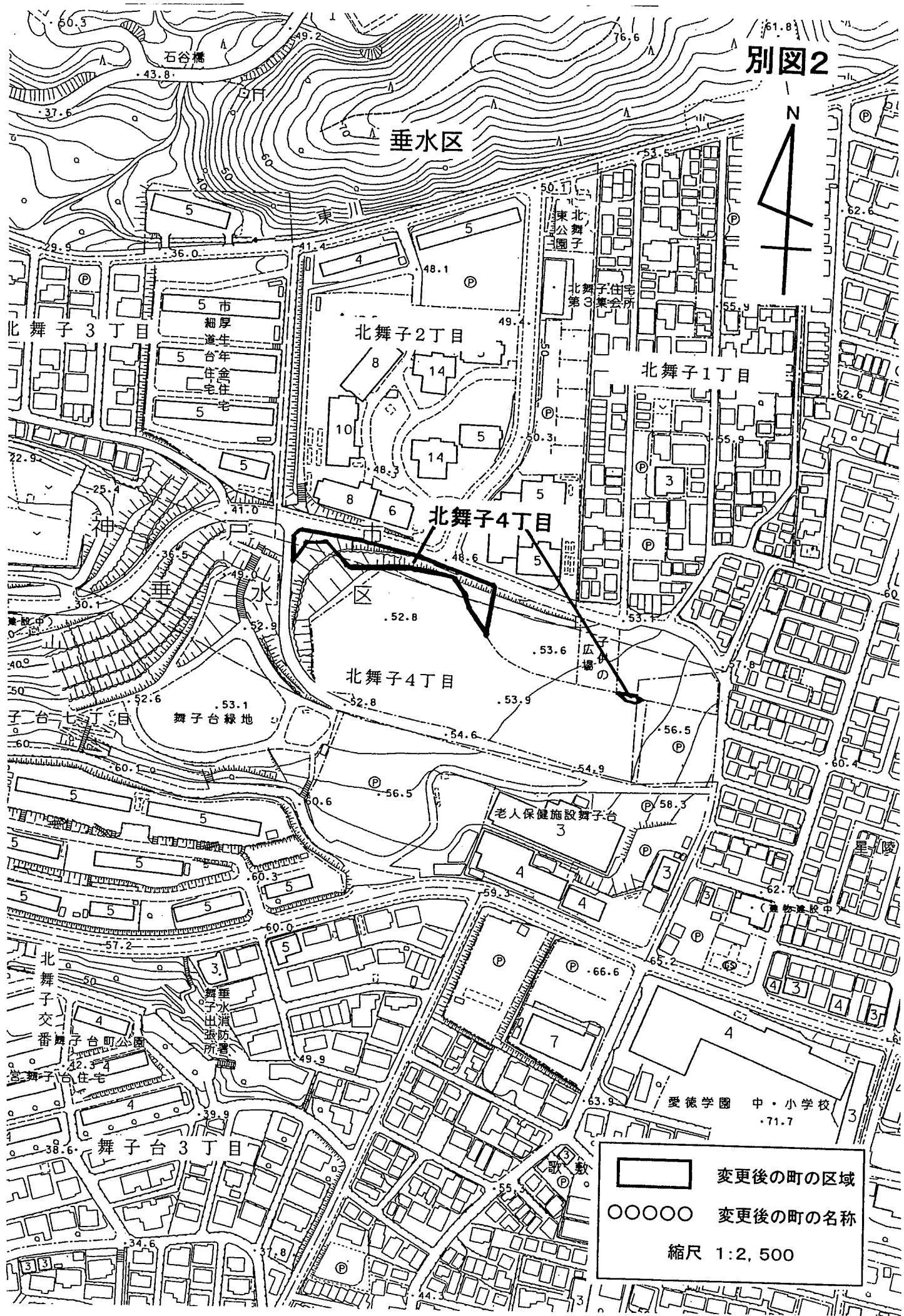
北舞子4丁目

老人保健施設舞子台

変更後の町の区域

○○○○○ 变更後の町の名称

縮尺 1:2,500



兵庫県告示第71号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年2月15日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
下畠町	社ノ神山	1664の42 1664の53 1664の55 1664の57 1664の58	桃山台3丁目
	井之谷	1879の11 1879の12 1879の33 1879の36 1879の39から1879の41まで 1879の45 1879の47から1879の61まで 1879の73から1879の75まで	

備考 地番は、平成18年10月12日現在の地番である。

兵庫県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 茂 男	加古川市志方町西山77番地の1
同	田 中 勝	同 市志方町西山76番地
同	大 原 博	同 市志方町西山49番地
同	小 泉 房 夫	同 市志方町西山162番地
同	大 原 利 和	同 市志方町西山60番地
監 事	田 中 勇	同 市志方町西山74番地の2
同	田 中 安 夫	同 市志方町西山112番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 茂 男	加古川市志方町西山77番地の1
同	田 中 勝	同 市志方町西山76番地
同	大 原 博	同 市志方町西山49番地
同	小 泉 房 夫	同 市志方町西山162番地
同	大 原 利 和	同 市志方町西山60番地
監 事	田 中 勇	同 市志方町西山74番地の2
同	田 中 安 夫	同 市志方町西山112番地

兵庫県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区本町南工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴え提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年1月26日から同年2月15日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

~~~~~

#### 兵庫県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区中山工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月26日から同年2月15日まで
- 3 縦覧の場所  
神戸市北区役所

~~~~~

兵庫県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）原地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年1月26日から同年2月15日まで
- 3 縦覧の場所
たつの市役所

~~~~~

**兵庫県告示第76号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）掎鹿谷地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年1月26日から同年2月15日まで

3 縦覧の場所

加東市役所

**兵庫県告示第77号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）照来地区第1工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年1月26日から同年2月15日まで

3 縦覧の場所

新温泉町役場

**兵庫県告示第78号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）照来地区第2工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年1月26日から同年2月15日まで

## 3 縦覧の場所

新温泉町役場

**兵庫県告示第79号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴え提起することができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 町 の 名 称 | 事 業 名               | 地 区 名     | 同 意 年 月 日  |
|---------|---------------------|-----------|------------|
| 新 温 泉 町 | 元気な地域づくり交付金（基盤整備促進） | 海上浮田堰隧道地区 | 平成19年1月15日 |

**兵庫県告示第80号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市 の 名 称 | 地 区 名     | 縦 覧 の 期 間                   | 縦 覧 の 場 所 |
|---------|-----------|-----------------------------|-----------|
| 淡 路 市   | 口 遠 田 地 区 | 平成19年1月26日から<br>同 年 2月15日まで | 淡 路 市 役 所 |

**兵庫県告示第81号**

昭和43年兵庫県告示第307号（測量業者登録簿兵庫県閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県国土整備部企画調整局総務課内」を「兵庫県国土整備部県土企画局契約・建設業室内」に改める。

**兵庫県告示第82号**

平成元年2月3日付兵庫県指令港第20号の11で免許した、姫路港内公有水面埋立てについて、公有水面埋立免許変更許可の申請があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成19年1月26日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請者の所在地、名称及び代表者

所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 名 称 兵庫県

代表者 住所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号

氏名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 2 埋立区域の位置及び面積

## (1) 位置

姫路市飾磨区中島字宝来3067番の2地先公有水面

## (2) 面積

147,279.00平方メートル

## 3 埋立地の用途

## (1) 変更前

緑地、港湾関連用地及び危険物取扱施設用地

## (2) 変更後

緑地、港湾関連用地

## 4 申請年月日

平成19年1月12日

## 5 縦覧の期間及び場所

平成19年1月26日から3週間

関係図書は、兵庫県国土整備部土木局港湾課、兵庫県中播磨県民局国土整備部姫路港管理事務所及び姫路市役所において縦覧に供する。

## 兵庫県告示第83号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、太子町竹広前田農住組合土地区画整理事業の事業計画の変更を平成19年1月15日に認可した。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第84号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、太子町竹広前田農住組合土地区画整理事業の規約の変更を平成19年1月15日に認可した。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第85号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年1月26日から但馬県民局国土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指 定 年 月 日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置           | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|----------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第H18但豊位置<br>0007号 | 19. 1. 9             | 豊岡市日高町国分寺字佛生242番の一部 | 4.00          | 26.04         |

## 兵庫県告示第86号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年1月26日から淡路県民局国土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指 定 年 月 日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                       | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル)  |
|-------------------|----------------------|---------------------------------|-------------------|----------------|
| 第H18淡路位置<br>0014号 | 19. 1. 10            | 淡路市浦字塩浜1番1の一部、3番1の一部、5番<br>3の一部 | 4.30<br>4.30~5.96 | 21.72<br>12.25 |

## 公 告

## 肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類                  | 肥料の名称           | 窒素量<br>全量 | リン酸量<br>全量 | カリ量<br>全量 | 保証成分配率<br>（%） | 水溶性加量<br>アルカリ分 | 水溶性加量<br>可溶性苦土分 | 水溶性加量<br>可溶性苦土分 | く溶性<br>く溶性<br>土 | く溶性<br>く溶性<br>土 | その他の規格                                           | 氏名又は<br>名称           | 住所                         | 登録<br>年月日      |
|---------------|------------------------|-----------------|-----------|------------|-----------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------------|----------------------|----------------------------|----------------|
| 兵庫県肥料登録第1582号 | 肉骨粉                    | トンチキミー<br>トル    | 9.0       | 6.0        |           |               |                |                 |                 |                 |                 | その他の中限車両は、<br>公定規格のとおり。                          | 株式会社パ<br>ルシーゼン       | 赤穂市高野1番<br>地17             | 平成18年<br>10月2日 |
| 兵庫県肥料登録第1583号 | あまに油かす<br>及びその粉末<br>粉末 | 5.1あまに油<br>かす粉末 | 5.1       | 1.5        | 1.0       |               |                |                 |                 |                 |                 | 該当なし                                             | 株式会社J-<br>オイルミルズ     | 東京都中央区明<br>石町8番1号          | 同年<br>12月12日   |
| 兵庫県肥料登録第1584号 | 加工家きんぶ<br>ん肥料          | たまごの郷           | 2.7       | 3.7        | 2.5       |               |                |                 |                 |                 |                 | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は、<br>公定規格のとおり。 | 有限会社た<br>まごの郷        | 高砂市荒井町御<br>旅二丁目1番17<br>号   | 同月28日          |
| 兵庫県肥料登録第1585号 | 混合有機質肥<br>料            | 混合有機質肥<br>料4531 | 5.0       | 3.0        | 1.0       |               |                |                 |                 |                 |                 | 同                                                | 片倉チック<br>リジン株式会<br>社 | 東京都千代田区<br>九段北一丁目13<br>番5号 | 同上             |

**肥料の登録の有効期間の更新**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類   | 肥料の名称                 | 窒素量 | リン酸量 | カリ量 | 保証成分量(%) | アルカリ溶性アルカリ量 | 可溶性アルカリ量 | 不溶性アルカリ量 | その他の規格                               | 氏名又は会社名        | 住所                   | 登録の有効期限     |
|---------------|---------|-----------------------|-----|------|-----|----------|-------------|----------|----------|--------------------------------------|----------------|----------------------|-------------|
| 兵庫県肥料登録第1215号 | 副産物肥料   | 多核酸精製腐液乾燥肥料<br>コーポ1号  | 6.0 | 2.0  | 1.0 |          |             |          |          | 該当なし                                 | 多木化學株式会社       | 加古川市別府町緑町2番地         | 平成22年1月23日  |
| 兵庫県肥料登録第1398号 | 副産物肥料   | 粒状転炉さい<br>特1号         |     |      |     |          | 45.0        | 2.0      |          | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。 | 日清鋼業株式会社       | 神戸市中央区鷲浜町二丁目11番14号   | 平成21年12月24日 |
| 兵庫県肥料登録第1433号 | 混合有機肥料  | 混合有機質肥料<br>スーパーネイチャー  | 3.0 | 5.0  |     |          |             |          |          | 同                                    | 大和肥料株式会社       | 尼崎市浜一丁目2番30号         | 同月18日       |
| 兵庫県肥料登録第1492号 | 化成肥料    | くみあい有機入り粒状複合<br>653号  | 6.0 | 5.0  | 4.6 | 3.0      | 1.0         |          |          | 同                                    | 三菱化学アグリ株式会社    | 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  | 同月14日       |
| 兵庫県肥料登録第1493号 | 混合有機肥料  | 液体魚肥                  | 7.0 | 4.0  | 2.0 |          |             |          |          | 同                                    | 高砂肥料工業株式会社     | 高砂市荒井町御旅二丁目1番17号     | 平成22年1月30日  |
| 兵庫県肥料登録第1525号 | 副産物肥料   | 液状膠かす1<br>号           | 7.5 |      |     |          |             |          |          | 同                                    | 株式会社平成化成       | 加東市永福1777番地の56       | 平成21年12月4日  |
| 兵庫県肥料登録第1526号 | 魚産物加工肥料 | 粉末有機入り肥料4-4.5-<br>1.5 | 4.0 | 4.5  | 1.5 |          |             |          |          | 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。           | 株式会社ハイポネックジャパン | 大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号  | 同月10日       |
| 兵庫県肥料登録第1530号 | 混合石灰肥料  | 粒石灰                   |     |      |     |          |             | 40.0     | 1.0      | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。 | アグロケミテック株式会社   | 三重県いなべ市大安町石博北山1001番地 | 平成22年1月25日  |

**肥料の登録事項の変更の届出**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類    | 肥料の名称   | 氏名又は名称      | 変更があつた事項                    |                 | 変更新年月日    |
|---------------|----------|---------|-------------|-----------------------------|-----------------|-----------|
|               |          |         |             | 新                           | 旧               |           |
| 兵庫県肥料登録第1047号 | 生骨粉      | 19.0生骨粉 | 叶産業株式会社     | 住所の変更                       | 大阪市西区鶴本町一丁目4番2号 | 平成18年9月9日 |
| 兵庫県肥料登録第1048号 | 同 上      | 20.0生骨粉 |             | ・名称の変更<br>香住水産加工業協同組合       |                 |           |
| 兵庫県肥料登録第1210号 | 甲殻類質肥料粉末 | かに皮粉末1号 | 香住水産加工業協同組合 | ・住所の変更<br>美方郡香美町香住区香住1854番地 | 城崎郡香住町香住1854番地  | 平成17年4月1日 |
| 兵庫県肥料登録第1211号 | 同 上      | かに皮粉末2号 |             |                             |                 |           |

**肥料登録の失効**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号          | 肥料の種類        | 肥料の名称        | 保証成分分量(%) |           |          |            |            |           | その他の規格                                           | 氏名又は<br>名 称 | 住 所                 | 失効<br>年月日      |
|---------------|--------------|--------------|-----------|-----------|----------|------------|------------|-----------|--------------------------------------------------|-------------|---------------------|----------------|
|               |              |              | 窒素<br>全量  | リン酸<br>全量 | カリ<br>全量 | 水溶性<br>加里量 | 可溶性<br>加里量 | アルカリ<br>分 |                                                  |             |                     |                |
| 兵庫県肥料登録第1487号 | 肉かす粉末        | 姫化牛かす        | 9.5       |           |          |            |            |           | その他の制限事項は、<br>公定規格のとおり。                          | 姫路化成事業協同組合  | 姫路市四郷町本郷131番地の1     | 平成18年<br>6月15日 |
| 兵庫県肥料登録第1305号 | 乾燥菌体肥料<br>1号 |              | 7.5       | 3.5       |          |            |            |           | 含有を許される有害<br>成分の最大量及びそ<br>の他の制限事項は、<br>公定規格のとおり。 | 株式会社日本触媒    | 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 | 同年<br>12月15日   |
| 兵庫県肥料登録第1346号 | 同上           | 乾燥菌体肥料<br>2号 | 6.5       | 3.5       |          |            |            |           | 同上                                               | 同上          | 同上                  | 同上             |

**肥料の検査結果**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、普通肥料検査の結果を下記のとおり公表する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

平成18年10月分  
普通肥料

| 肥料の種類等 | 保証票添付者         | 肥料の名称   | 検査の概要                       |        |                   | 備考   |
|--------|----------------|---------|-----------------------------|--------|-------------------|------|
|        |                |         | 項目                          | 分析検査   | 保証票の検査            |      |
| 副産石灰肥料 | ハリマ産業エコテック株式会社 | 瀬戸内ミネラル | 主成分-A1<br>有害成分-ニッケル、クロム、チタン | 指摘事項なし | 生産した年月脱落<br>保証値誤記 | 重量不足 |

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値との比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。  
A1-アルカリ分